

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受け入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証券と引換え、もしくはこの通帳の当該受入れの記載を取消ししたうえ、当店で返却します。

2. (預入れの最低金額等)

定期預金の預入れは、当組合所定の金額以上とします。通帳による預入れの時は必ずこの通帳を持参してください。

3. (付利単位等)

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日と日割で計算します。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書換継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により押印して当

店に提出、もしくは当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、当店に提出してください。

(3) 自由金利型期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当店に提出してください。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E その他 A から D に準ずる行為

7.（届出事項の変更、証書の再発行等）

(1) 証書（通帳）もしくは印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この証書（通帳）印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求める事があります。

8.（印鑑照合）

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※この他、預金・積金規定の追加が適用されるものとします。

以上